

おわりに

1 議員報酬の在り方を提案した「中間報告」について

本調査会は平成 24 年 1 月 30 日に「三重県議会議員の活動と議員報酬のあり方」（以下「中間報告」という。）と題する報告書を提出・公表したが、その内容に関する意見が多数寄せられたので、本調査会の考えを補足説明しておきたい。

本調査会は、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため」平成 23 年 6 月 28 日に、議決により設置されたもので、議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費のあり方に関する事、その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題に関する事について、三重県議会議長の諮問に基づき調査し、報告を行うものとされた。

平成 23 年 8 月 6 日に開催された第 1 回調査会における、議長からの諮問内容は、議員報酬については次の事項について調査・報告を求めるというものであった。

1 議員報酬について

- (1) 三重県議会議員（議長、副議長等を含む）の議員報酬の適正額及びその根拠となる事項
- (2) その他、議員報酬の在り方に関する事項

本調査会の設置目的や名称で「在り方」という語が使われているが、「在り方」とはその文言上、「物事の正しい存在のしかた」を指すものであり、在り方を調査するために設置された本調査会では、議員報酬の適正額について、三重県議会議員の議員報酬を規定した条例の本則に書き込むべき金額であるものとして調査・審議を行った。

本調査会では、法制度上の扱いやこれまでの三重県における特別職報酬等審議会の見解、他の普通地方公共団体の状況など幅広く調査を行い、議員の活動実態や知事の公務遂行状況を把握したうえで、平成 24 年 1 月 30 日に中間報告として、条例本則に規定すべき議員報酬の適正額やその根拠について、比較検討の対象を条例本則に規定された知事の給料月額とし、算定式とともに考え方を示して適正額の根拠となる事項を明らかにした。

現在、三重県議会では平成 24 年 7 月から平成 25 年 3 月まで、議員報酬及び政務調査費を減額する措置が決定されているが、中間報告では、時限的な措置である附則や特例条例による減額について、「その時々々の社会経済情勢や県の財政状況等を考慮して行われているものであって、その減額率そのものは政治的判断の結果である」とし、「政治的な状況判断が必要であれば、その後に議会が独自に行うべきものと考える」と指摘した。

平成 24 年 2 月 17 日に開催された全員協議会において、本調査会の大森座長から、中間報告に記載した算定額を得るに至った考え方と合わせ、政治的判断は一切行っていないことや報酬の増額を提言したものではないことを全議員に対して説明を行っている。

また、「中間報告」では、算定額のさらなる検証として、「十分に議員の活動を保障するものであるか」という点について、当事者たる議員による検証の必要性を指摘したほか、「活動実態とこれに要する経費等について、十分に県民の理解を得るため」議員自らが説明責任を果たすことを求めたのである。

2 議会活動全体の総経費について

本調査会は、議員報酬及び政務調査費の適正な水準とその根拠について、検討結果を報告したが、議員報酬も政務調査費も、経費でいえば議会費の一部である。三重県全体の支出に占める議会費の割合、議会費に占める議員報酬総額（議員定数×（報酬年額＋期末手当））の割合、費用弁償総額、議会事務局職員の定数と人件費など、三重県議会の活動にかかっている経費をトータルで検討する必要がある。

例えば、平成22年度決算に現われたトータルな姿は次の通りで、議会費の決算額は、一般会計決算額の0.2%である。

平成22年度決算の状況

(単位：千円、%)

款 別	支出済額	構成比
議 会 費	1,454,990	0.2
総 務 費	58,511,387	8.3
民 生 費	89,584,349	12.7
衛 生 費	34,200,425	4.9
労 働 費	9,114,344	1.3
農 林 水 産 業 費	40,514,992	5.8
商 工 費	9,906,984	1.4
土 木 費	92,338,734	13.1
警 察 費	39,753,753	5.6
教 育 費	175,361,047	24.9
災 害 復 旧 費	3,129,359	0.4
公 債 費	95,011,937	13.5
諸 支 出 金	54,952,934	7.8
計	703,835,235	100.0

(注) 端数処理の関係で計は一致しないことがある

平成22年度議会費決算の状況

(単位：千円、%)

項 目	内 容	支出済額	構成比
議員報酬等	議員報酬(49人)、期末手当、共済負担金	720,234	49.5
政務調査費	会派分・議員分	166,752	11.5
広聴広報推進事業	電波広報・新聞広報・議会だより等	122,681	8.4
その他	議会運営事業、委員会運営・調査事業等	105,611	7.3
事務局費	事務局職員人件費(定数37・派遣1)等	339,712	23.3
議会費計		1,454,990	100.0

(注) 政務調査費については、出納整理期間経過後に返還されることがあるため、公表した収支報告額とは一致しない

議会費全体は、議員定数・議員報酬額・政務調査費額、議会事務局職員定数などによって左右されるから、それぞれの在り方を検討しなければならない。今回の報告は、重要だが、その一部についての提言にとどまっている。選挙区制の在り方とも関係する議員定数の在り方、議会事務局の定数と人事運営の在り方など検討すべき問題が残っている。

3 今後の議会制度改革の動向との関係について

議員報酬のあり方は、住民に信頼される議会制度と密接不可分である。今後の報酬のあり方は、地方議会をめぐる制度改革の潮流を視野に入れて不断に検討を続ける必要がある。

最も重要な課題は議員構成の多様化への対応であろう。たしかに、地方議会の再生の本筋は、公開の場で住民に見える活発な議論をすることにある。首長との討論、議員同士の討論・論争を通じて、住民は問題の理解を深め、その論点を知ることができる。その点、三重県議会が、他の地方議会に先駆けて「討論する議会」を目指して改革を重ねてきたことは高く評価できる。しかし、こうした改革を重ねていても、「そもそも議員構成が住民の多様な階層を反映しているのか」という批判はぬぐえない。

議員の構成を、住民の性別構成、年齢・職業・所得の分布を鏡のように映すようにすることは難しいとしても、少なくとも、現状の構成を見る限り、男性、中高年齢層、会社経営者や自営業者や労組出身者など、一部の階層が過剰に代表されている。

そこで、議員報酬のあり方を検討する上での欠かせない今後の視点は、女性であれ、子育て世代であれ、サラリーマンであれ、多様な階層の住民が、意思と能力があれば誰もが議員になって活動できるような地方議会の環境を整備することにある。

政府の第29次地方制度調査会の答申(2009年6月16日)では、勤労者などの立候補や議員活動を容易にするための制度改革を今後の論点に掲げ、議員活動を行うために休職できる制度、議員の任期満了後には復職できる制度、公務員についても公職への立候補制限の緩和などを検討する必要性をうたった。各種の専門的な知識・能力と職業経験を持つ現職の民間企業勤労者や公務員などの一般社会人も住民の代表となって公選職として活躍できるようになれば、今以上に議会に対する住民の信頼感が増すことになると思われる。ひいては、適正な水準に議員報酬を設定することへの理解も深まるのではないか。

もちろんそのためには、法律の改正が必要であり、三重県議会だけで進められるものではないが、議会改革を先導する三重県議会としては検討してみてもよいのではないか。

